

須恵町地域防災計画

原子力災害対策編

令和4年4月

須恵町防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力災害対策編の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲	2
第6節 計画の基礎とすべき被害の想定	5
第7節 県及び糸島市の原子力施設の状況に応じた防護措置等の実施	7
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	9
第2章 災害予防対策	15
第1節 即応体制の整備	15
第2節 情報の収集・伝達体制等の整備	16
第3節 避難体制の整備	18
第4節 緊急輸送体制の整備	19
第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	19
第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	20
第7節 防災業務関係者への研修	20
第8節 原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発	21
第3章 災害応急対策	22
第1節 応急活動体制の確立	22
第2節 緊急時モニタリング活動	27
第3節 住民等への的確な情報提供活動	30
第4節 原子力災害医療活動	33
第5節 救助・救急活動	33
第6節 屋内退避・避難等の防護活動	34
第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等	36
第8節 治安の確保及び火災予防	38
第9節 文教対策の実施	38
第4章 災害復旧対策	39
第1節 被災者の生活再建等の支援	39

第1章 総則

項目	関連部署	ページ
第1節 原子力災害対策編の目的		1
第2節 計画の性格		1
第3節 計画の周知徹底		2
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針		2
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲		2
第6節 計画の基礎とすべき被害の想定		5
第7節 県及び糸島市の原子力施設の状況に応じた防護措置等の実施		7
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱		9

第1節 原子力災害対策編の目的

県内には原子力施設は存在しないが、須恵町においては最も近距離に位置する佐賀県玄海原子力発電所で、平成23年3月11日の東日本大震災により福島県で発生した福島第一原子力発電所の事故による原子力災害と同様の事故が万が一に発生した場合に備えることが必要と考えられる。

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という。）及び「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）の主旨に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県等の防災関係機関がとるべき措置を定め、原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 須恵町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、須恵町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて策定したものであって、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

須恵町が県をはじめとした関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について現時点で実施可能な措置を定め、総合的かつ計画的な業務を遂行することによって、住民の不安を解消し、安全安心な住民生活を確保することを目的とする。

第2 須恵町における他の災害対策との整合性

この計画は、「須恵町地域防災計画」の「原子力災害編」として定めるものであり、本編に定めるもの以外に必要な事節は、他編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。また、その他の放射性物質又は放射線の放出事故に際しては、本編に準じて措置するものとする。

第3 計画の修正

この計画は、基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は町の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、町の職員及び防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、住民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の策定又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を遵守するものとする。

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲

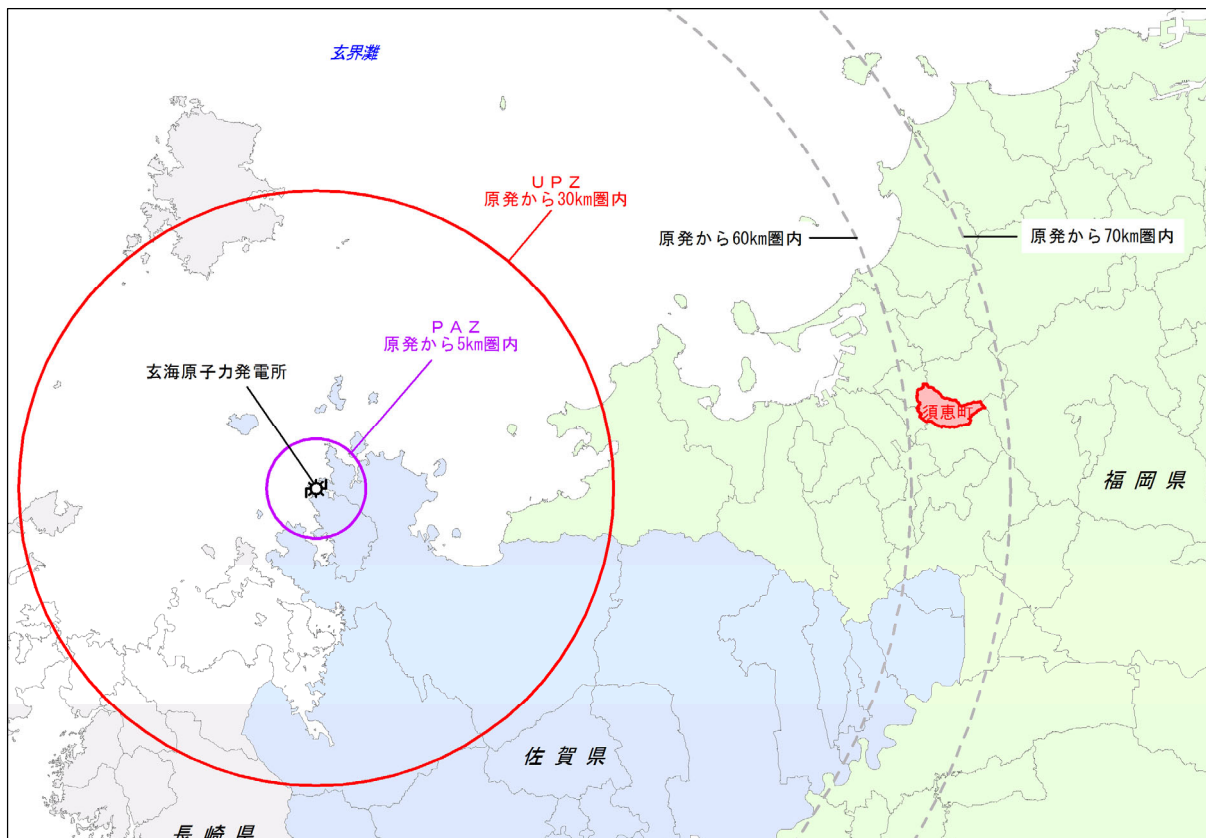
防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定など原子力災害対策重点地域の範囲は、指針における「緊急防護措置を準備する区域」の範囲は、指針における「緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective Action Planning Zone. 以下「UPZ」という。）」を踏まえて定めるものとする。

福岡県において防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、玄海原子力発電所から概ね半径30kmの円内（以下、「対象地域」という。）とし、対象市町村は、この地域を含む糸島市のみとしている。

須恵町は、玄海原子力発電所から東に約60kmの地点に位置しており、対象地域の範囲外に所在するが、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、放射線量の実測値などを指針における「運用上の介入レベル（Operational Intervention Level. 以下「OIL」という。）」に照らし合わせ、防護措置を実施するものとする。

なお、須恵町においても、避難者の受入れを行うこととなることから、必要に応じ、町における情報伝達・広報活動、避難者の受入れなどに係る事項を検討するよう努める。

■原子力災害対策を重点的に充実すべき地域（玄海原子力発電所から概ね半径 30 km の地域）



※福岡県内における対象地域は、糸島市が該当している。

■OIL と防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu\text{Sv/h}$ (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000 cpm ^{※4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一次移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

第1章 総 則

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
早期防護措置	0IL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu\text{Sv/h}$ (地上 1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	0IL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu\text{Sv/h}$ ※6 (地上 1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
		0IL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
	放射性ヨウ素		300 Bq/kg	2,000 Bq/kg※8		
	放射性セシウム		200 Bq/kg	500 Bq/kg		
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種		1 Bq/kg	10 Bq/kg		
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg				

※1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる 0IL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には 0IL の初期設定値は改定される。

※2) 本値は地上 1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。0IL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1 時間値) が 0IL1 の基準値を超えた場合、0IL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1 時間値) が 0IL2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率 (1 時間値) が 0IL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3) 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{ Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4) ※3 と同様、表面汚染密度は約 $40\text{ Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの (例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳) をいう。

※6) 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値

とする。

※7) その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※8) 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※9) IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

第6節 計画の基礎とすべき被害の想定

第1 玄海原子力発電所の概要

ユニット		1号機	2号機	3号機	4号機
所在地		佐賀県東松浦郡玄海町今村			
敷地面積		約87万平方メートル			
電気出力		55万9千kW	55万9千kW	118万kW	118万kW
原子炉	型式	加圧水型軽水炉（PWR）			
	熱出力	165万kW	165万kW	342万3千kW	342万3千kW
燃料	種別	—	—	低濃縮（約4%） 二酸化ウラン ウラン・プルトニウム混合酸化物	低濃縮（約4~5%） 二酸化ウラン
	装荷量	—	—	約89トン	約89トン
建設費		545億円	1,236億円	3,996億円	3,244億円
運転開始		昭50.10	昭56.3	平6.3	平9.7
運転終了日		平27.4.27	平31.4.9	—	

第2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一团となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格

納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 被ばく経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施にあたっては双方を考慮する必要がある。

- (1) 外部被ばくとは、体外にある放射性源から放射線を受けることである。
- (2) 内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

■外部被ばくと内部被ばく



放射性物質・放射線・放射能の違い

【放射性物質】

放射性核種を含む物質

【放射線】

放射性物質から出る物質や電磁波

【放射能】

放射線を出す能力

○懐中電灯に例えると…

懐中電灯が「放射性物質」、懐中電灯から出る光が「放射線」、懐中電灯の光を出す能力が「放射能」になります。

また、懐中電灯から離れると光が弱くなるように、放射性物質から離れるほど、放射線も弱くなります。



※出典：福岡県「原子力防災のしおり」

第3 被災関係自治体住民の須恵町への避難

玄海原子力発電所周辺の自治体（以下「関係自治体」という。）が、それぞれの区域を越える避難が必要となる場合は、須恵町においても当該関係自治体及び県との調整を踏まえつつ、町の避難所を提供し、避難者を受入れる必要性が生じる。この計画では、関係自治体の避難者受入れのための体制整備、業務等についても定めるものとする。

なお、「福岡県原子力災害広域避難基本計画」（平成28年3月）では、糸島市からの避難者を受入れる市町及び受入れ者数は、以下のとおりである。

■受入れ市町における糸島市からの避難者受入れ者数

市町名	受入れ者数	市町名	受入れ者数
福岡市	9,500人	那珂川町	300人
筑紫野市	700人	宇美町	300人
春日市	700人	篠栗町	200人
大野城市	600人	志免町	300人
宗像市	600人	須恵町	200人
太宰府市	500人	新宮町	200人
古賀市	400人	久山町	100人
福津市	400人	粕屋町	300人
合計		合計	15,300人

■須恵町における糸島市からの避難者受入れ施設

避難所名	住所	収容人員	受入れ要請 基準数	受入れ地区詳細			
				校区	行政区	世帯	人口
地域活性化センター	大字上須恵 1167-1	286人	200人	深江	片山	67世帯	166人

第7節 県及び糸島市の原子力施設の状況に応じた防護措置等の実施

県及び糸島市は、玄海原子力発電所で異常事態が発生した場合は、指針等に基づく以下の事態区分に応じて、対象地域における防護措置等を準備し、実施する。

なお、事故の規模や原子力施設の状況に応じ、対象地域外においても、国の指示に基づき段階的に防護措置を実施することがある。

■原子力施設の状態に応じた防護措置等

事態区分	区分の概要	具体的事例	防護措置等の例
情報収集 事態	佐賀県玄海町で震度5弱以上の地震が発生した場合		(情報収集態勢)
緊急事態区分	警戒事態	原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備等を開始する必要がある段階 ・佐賀県で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下した場合他	(警戒態勢)
	施設敷地緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、施設周辺において、避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできない場合 ・原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合他	・屋内退避の準備
	全面緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性の高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階 ・原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合 ・原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない場合他	・屋内退避の実施 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ・避難、一時移転、避難退域時検査の準備(避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保等)

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、福岡県地域防災計画（原子力災害編）第1章総則に定める「処理すべき業務又は業務の大綱」を基本に、次のとおりとする。

第1 県

機関名	所掌事項
福岡県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力防災体制の整備 2. 通信施設及び通信連絡体制の整備 3. モニタリング施設及び体制の整備 4. 環境条件の把握 5. 原子力防災に関する知識の普及と啓発 6. 教育及び訓練の実施 7. 事故発生時における国、市町村等との連絡調整 8. 応急対策活動に要する資機材等の整備 9. 災害状況の把握及び情報提供 10. 緊急時モニタリングの実施 11. 市町村長に対する住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限の指示、助言、協力 12. 保健医療調整本部の設置・運営 13. 原子力災害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関すること等） 14. 市町村長に対する住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等 15. 市町村長に対する住民等への汚染農林水産物等の出荷制限の指示等 16. 放射性物質による汚染の除去 17. 放射性物質の付着した廃棄物の処理 18. 市町村長に対する各種制限措置の解除の指示 19. 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 20. 文教対策 21. 相談窓口の設置 22. 県管理の道路の管理 23. 災害時における避難経路及び輸送経路の確保 24. その他災害対策に必要な措置

第2 市町村

機関名	所掌事項
糸島市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力防災体制の整備 2. 通信施設及び通信連絡体制の整備 3. モニタリング施設及び体制の整備の協力 4. 環境条件の把握 5. 原子力防災に関する知識の普及と啓発 6. 教育及び訓練の実施

第1章 総 則

機関名	所掌事項
糸島市	<ol style="list-style-type: none"> 7. 災害発生時における国、県等との連絡調整 8. 応急対策活動に要する資機材等の整備 9. 災害状況の把握及び情報提供 10. 緊急時モニタリングへの協力 11. 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限 12. 行政機関、学校等の避難 13. 原子力災害医療への協力 14. 住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限 15. 住民等への汚染農林水産物等の出荷制限等 16. 放射性物質による汚染の除去 17. 放射性物質の付着した廃棄物の処理 18. 各種制限措置の解除 19. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 20. 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 21. 文教対策 22. 相談窓口の設置 23. 市管理の道路の管理 24. 災害時における避難経路及び輸送経路の確保 25. その他災害対策に必要な措置
その他市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力防災に関する知識の普及と啓発 2. 教育及び訓練の実施 3. 災害状況の把握及び情報提供 4. 緊急時モニタリングへの協力 5. 糸島市の住民等の避難受入れに係る協力 6. 住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限 7. 住民等への汚染農林水産物等の出荷制限等 8. 原子力災害医療への協力 9. 放射性物質による汚染の除去 10. 放射性物質の付着した廃棄物の処理 11. 各種制限措置の解除 12. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 13. 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 14. 文教対策 15. 災害時における避難経路及び輸送経路の確保

第3 消防機関

機関名	所掌事項
糸島市 消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育及び訓練の実施 2. 住民等の退避、避難誘導、輸送支援及び救助並びに立ち入り制限 3. 一般傷病者の救急看護

機関名	所掌事項
糸島市 消防本部	4. 原子力災害医療への協力 5. 避難等の誘導に係る資料の整備 6. 対象地域の消防対策 7. 消防団に関すること

第4 警察

機関名	所掌事項
福岡県警察	1. 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限 2. 立ち入り禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等 3. 緊急輸送のための交通の確保 4. 犯罪の予防等社会秩序の維持 5. その他災害警備に必要な措置

第5 指定地方行政機関

機関名	所掌事項
九州管区警察局	1. 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 2. 広域的な交通規制の指導調整 3. 災害に関する情報収集及び連絡調整
福岡財務支局	1. 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
九州厚生局	1. 災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整
九州農政局	1. 災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物等への影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること 2. 災害時における応急用食料の確保等に関すること 3. 農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導 4. 被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林水産物等の移動制限及び解除に関する指導 5. 災害時の政府所有米穀の供給の支援
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	1. 国有林野・国有林産物の状況の把握 2. 材木(原木)の供給促進等、災害時の材木需要への対応
九州経済産業局	1. 被災商工業者への支援に関すること 2. 復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
九州産業保安監督部	1. 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保 2. 鉱山における保安確保
九州運輸局 (福岡運輸支局)	1. 災害時における輸送用車両の斡旋、確保 2. 災害時における船舶の斡旋、確保 3. 自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令等 4. 運送の安全確保に関する指導
大阪航空局(福岡空港事務所及び北九州空港事務所)	1. 航空機による輸送の安全確保に必要な措置 2. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

第1章 総 則

機関名	所掌事項
第七管区海上保安本部	1. 災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置 2. 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援 3. 海上における救急・救助活動の実施 4. 緊急時海上モニタリングの支援
福岡管区气象台	1. 災害時における気象情報の発表及び伝達 2. 災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供
九州総合通信局	1. 災害時における電気通信の確保 2. 非常通信の統制、管理 3. 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
福岡労働局	1. 労働者の被ばく管理の監督指導 2. 労働災害調査及び労働者の労災補償 3. 労働者の確保・被災者の職業あっせん
九州地方整備局	1. 国管理の国道、一級河川の管理 2. 災害時における避難経路及び輸送経路の確保

第6 自衛隊

機関名	所掌事項
陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団	1. 緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援 2. 住民等の避難、物資の輸送等における陸上輸送支援 3. その他災害応急対策の支援
海上自衛隊佐世保地方総監部	1. 緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援 2. 住民等の避難、物資の輸送等における海上輸送支援 3. その他災害応急対策の支援
航空自衛隊西部航空方面隊	1. その他災害応急対策の支援

第7 指定公共機関

機関名	所掌事項
九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社	1. 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
西日本電信電話株式会社(福岡支店)、NTT コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社	1. 災害時における通信の確保
日本銀行(福岡支店、北九州支店)	1. 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節 2. 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3. 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4. 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5. 各種措置に関する広報

機関名	所掌事項
日本赤十字社（福岡県支部）	1. 災害時における医療救護等の実施
日本放送協会（福岡放送局、北九州放送局）	1. 災害情報の伝達 2. 原子力防災知識の普及
西日本高速道路株式会社	1. 災害時における避難経路及び輸送経路等の確保
日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	1. 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
西部瓦斯株式会社	1. 災害時におけるガスの供給確保
日本郵便株式会社（九州支社）	1. 災害時における郵便事業運営の確保

第8 指定地方公共機関

機関名	所掌事項
西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社	1. 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
福岡国際空港株式会社	1. 航空機輸送の安全確保と空港機能の確保
大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社	1. 災害時におけるガスの供給確保
公益社団法人福岡県水難救済会	1. 水難の際の人命及び船舶の救助に関すること
株式会社西日本新聞社、株式会社朝日新聞西部本社、株式会社毎日新聞西部本社、株式会社読売新聞西部本社、株式会社時事通信社福岡支社、株式会社共同通信社福岡支社、株式会社熊本日日新聞社福岡支社、株式会社日刊工業新聞西部支社	1. 災害情報の伝達 2. 原子力防災知識の普及
戸畑共同火力株式会社	1. 災害時の電力供給確保
RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSSFM、ラブエフエム国際放送株式会社	1. 災害情報の伝達 2. 原子力防災知識の普及
公益社団法人福岡県医師会	1. 災害時における医療救護等の実施
一般社団法人福岡県歯科医師会	1. 災害時における歯科医療救護等の実施
公益社団法人福岡県トラック協会	1. 災害時における緊急物資輸送の協力
一般社団法人福岡県LPガス協会	1. 災害時におけるLPガスの供給確保
公益社団法人福岡県看護協会	1. 医療の視点からの要配慮者等への支援
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	1. 福祉の視点からの要配慮者等への支援
公益社団法人福岡県薬剤師会	1. 災害時の医療救護（調剤）等の実施

第9 その他公共的団体

機関名	所掌事項
農業協同組合	1. 農産物の出荷制限等応急対策の指導 2. 食料供給支援
森林組合	1. 林産物に関する対策の指導
漁業協同組合連合会・漁業協同組合	1. 水産物の出荷制限等応急対策の指導
商工会議所・商工会	1. 救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋
学校法人	1. 原子力防災に関する知識の普及及び指導 2. 原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施 3. 避難施設としての協力

第10 原子力事業者

機関名	所掌事項
九州電力株式会社	1. 原子力発電所の防災体制の整備 2. 原子力発電所の災害予防 3. 災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供 4. 防災教育及び訓練の実施 5. 原子力災害時における通報連絡体制の整備 6. モニタリング設備及び機器類の整備 7. 応急対策活動に要する資機材等の整備 8. 原子力防災に関する知識の普及と啓発 9. 緊急時における通報及び報告 10. 緊急時における災害応急対策活動体制の整備 11. 原子力発電所の施設内の応急対策 12. 緊急時医療措置の実施のための協力 13. 放射性物質の付着した廃棄物の処理 14. モニタリングの実施 15. 県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力 16. 相談窓口の設置 17. 原子力発電所の災害復旧

第2章 災害予防対策

項目	関連部署	ページ
第1節 即応体制の整備	総務課、都市整備課、まちづくり課、ふるさと応援課	15
第2節 情報の収集・伝達体制等の整備	総務課、都市整備課、まちづくり課、ふるさと応援課	16
第3節 避難体制の整備	総務課、福祉課、健康増進課、住民課、学校教育課、子育て支援課	18
第4節 緊急輸送体制の整備	総務課、都市整備課	19
第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	総務課、住民課、まちづくり課、ふるさと応援課	19
第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	総務課、都市整備課、上下水道課	20
第7節 防災業務関係者への研修	職員全員	20
第8節 原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発	総務課	21

第1節 即応体制の整備

【関連部署】 総務課、都市整備課、まちづくり課、ふるさと応援課

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

町は、県から警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡を行えるよう、必要な体制を整備するものとする。

第2 災害対策本部体制等の整備

町は、全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

第3 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に意見交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

第4 消防の相互応援体制

町は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

【資料編】1-18 福岡県消防相互応援協定書(P25)

第5 広域的な応援協力体制

町は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、関係各部署において、他の自治体、関係団体等との協議会等を通じて、防災に関する情報交換を行うなど、協力関係を確立するとともに、必要に応じて相互に応援協定を締結するなど、あらかじめ必要な調整を行う。

【資料編】1-18 福岡県消防相互応援協定書(P25)

第6 緊急時モニタリング体制の整備

町は、緊急時における迅速かつ円滑な避難等の防護対策に資するため、また、原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響評価に資するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するとともに、実施要領の策定、設備・機器の整備・維持、要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、県内全域における緊急時モニタリング体制を整備する。

県が定めた緊急モニタリング本部の組織及び緊急時モニタリング実施時の役割に従い、町は、県が実施する緊急時モニタリングへ要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

第7 複合災害に備えた体制の整備

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。なお、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意するものとする。

また、本編は、原子力災害への対応を基本に記載するものであるが、各種対策の実効性確保の観点から、「風水害・震災対策編」と相互に補完させつつ、状況に応じて、それぞれの計画を適切に運用することにより、柔軟に対応するものとする。

第2節 情報の収集・伝達体制等の整備

【関連部署】 総務課、都市整備課、まちづくり課、ふるさと応援課

第1 情報の収集・伝達体制の整備

原子力施設等で大規模な事故が発生した場合、非常時の情報連絡を直ちに受けるとともに、国、県やその他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、その状況等を住民に広報する必要がある。このため、町は、県、糸島市、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力災害に関する情報の収集・伝達を円滑に行うため、以下に掲げる事項について体制の整備を行うものとする。

1 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備・充実を図るものとする。

2 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

3 移動通信系の活用体制

関係機関と連携し、移動系防災行政無線（携帯型）、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

第2 通信手段・経路の多様化

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県及び原子力施設からの状況報告や防災関係機関からの連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努めるものとする。

1 防災行政無線の保守・運用

(1) 防災行政無線の保守

防災行政無線の使用に支障をきたさないよう、機器の保守点検を定期的に行うものとする。

(2) 日常業務での使用

防災行政無線の使用に習熟し、また無線機の状況を把握するために、日常の業務のなかで積極的に無線を使用するものとする。

(3) 使用訓練等

総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修会等の機会において、防災行政無線の使用訓練、無線を使用した情報伝達訓練等を行うものとする。

【資料編】1-20 防災無線一覧(P28)

2 他の通信手段の確保

(1) メール配信システムの活用

総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修会等の機会において、防災行政無線システムにおけるメール配信システムを活用した情報伝達訓練等を行うものとする。

(2) 災害時優先電話の周知

NTTの災害時優先電話の所在を職員に周知するものとする。

(3) 関係機関との通信手段

町に設置されている県防災行政無線について、県が主催する講習、情報伝達訓練に参加するとともに、県との連絡において積極的に使用するものとする。

第3 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

3 防災対策上必要とされる資料

応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、町の災害対策本部に適切に備え付ける。

- (1) 玄海原子力発電所及び関連施設に関する資料
- (2) 周辺人口や交通状況等の社会環境に関する資料
- (3) 周辺地域の気象・地形資料や平常時のモニタリング等に関する資料
- (4) 防災資機材の配備状況に関する資料

第3節 避難体制の整備

【関連部署】 総務課、福祉課、健康増進課、住民課、学校教育課、子育て支援課

第1 避難計画の作成

町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

避難計画の作成にあたっては、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」及び「指針」に基づく「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ）」を含む自治体の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、「指針」に基づく広域避難計画を策定するものとする。

第2 指定避難所等の整備

町は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、指定避難所としてあらかじめ指定し、県と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、指定避難所において必要とされる設備の整備及び避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

第3 避難行動要支援者等の避難支援体制の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、とくに避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮するものとする。

第4 学校等における避難計画の整備

保育所、幼稚園、小・中学校の管理者は、原子力災害時における園児、児童、生徒の安全を確保するため、屋内退避の方法及び安全に帰宅させるための方法、保護者への引き渡し方法等について検討しておくものとする。

第5 指定避難所・避難方法等の周知

町は、避難者を受入れる指定避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

【資料編】1-21 指定避難所一覧(P29)

第6 避難受入れ活動体制の整備

大規模な原子力災害が発生した際、本町が避難先として避難者を受入れる場合に備え、その避難者の受入れ及び指定避難所の設置等についての整備を図る。

第4節 緊急輸送体制の整備

【関連部署】 総務課、都市整備課

第1 専門家等の移送体制の整備

町は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び指定公共機関からの専門家等（モニタリング・医療等）の現地への移送協力（ヘリポートの場所や利用手続き等）について県があらかじめ定めた場合は、これに協力する。

第2 緊急輸送道路の確保体制等の整備

町は、町が管理する道路交通関連設備について、緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、道路をはじめとする交通関連設備等道路管理の充実を図る。

第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

【関連部署】 総務課、住民課、まちづくり課、ふるさと応援課

第1 情報項目の整理

町は、県と連携し、情報収集事態及び警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

第2 情報提供体制の整備

町は、住民等に対する的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、避難行動要支援者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、多様なメディアの活用や自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等との協力・連携に努める。

第3 住民相談窓口の設置等

町は、県と連携して、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第4 多様なメディアの活用体制の整備

町は、インターネットホームページ、CATV、携帯電話等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

【関連部署】 総務課、都市整備課、上下水道課

町は、大規模な原子力災害が発生した場合、飲料水、農林水産物等が放射性物質に汚染されるおそれがあることから、内部被ばくを防ぎ、住民の安全や健康を適切に守るための対策が講じられるよう、飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制の整備に努めるものとする。

飲料水、飲食物の摂取制限等を行うにあたっては、住民等への飲料水、飲食物の供給体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第7節 防災業務関係者への研修

【関連部署】 職員全員

町は、県や関係省庁等が次に掲げる事項等について実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟を図るものとする。

1. 原子力防災体制に関すること
2. 原子力施設の概要に関すること
3. 原子力災害とその特性に関すること
4. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
5. モニタリング実施方法及び機器に関すること
6. 原子力防災対策上の諸設備に関すること
7. 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
8. 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
9. 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
10. 原子力災害時の被災者に対する心のケアに関すること
11. リスクコミュニケーションに関すること
12. その他緊急時対応に関すること

第8節 原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発

【関連部署】 総務課

平常時から住民等の原子力防災に対する意識の向上を図るため、町は次に掲げる事項等について、継続的な広報活動を実施する。

防災知識の普及・啓発に際しては、避難行動要支援者や被ばくによる健康リスクが高い青少年への普及・啓発が図られるよう努める。

1. 放射性物質及び放射線の特性に関すること
2. 原子力施設の概要に関すること
3. 原子力災害とその特性に関すること
4. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
5. 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
6. 屋内退避や避難等に関すること
7. 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること
8. 放射性物質による汚染の除去に関すること
9. 放射性物質により汚染されたもの、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

第3章 災害応急対策

項目	関連部署	ページ
第1節 応急活動体制の確立	各課各班	22
第2節 緊急時モニタリング活動	総務班、産業土木班	27
第3節 住民等への的確な情報提供活動	総務班	30
第4節 原子力災害医療活動	社会福祉班、衛生班	33
第5節 救助・救急活動	社会福祉班、衛生班	33
第6節 屋内退避・避難等の防護活動	総務班、社会福祉班、教育班、衛生班	34
第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等	総務班、衛生班、上下水道班、産業土木班	36
第8節 治安の確保及び火災予防	総務班	38
第9節 文教対策の実施	総務班、教育班	38

第1節 応急活動体制の確立

【関連部署】 各課各班

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

県から警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合は、次の配備体制をとるものとする。

■配備基準（原子力災害）

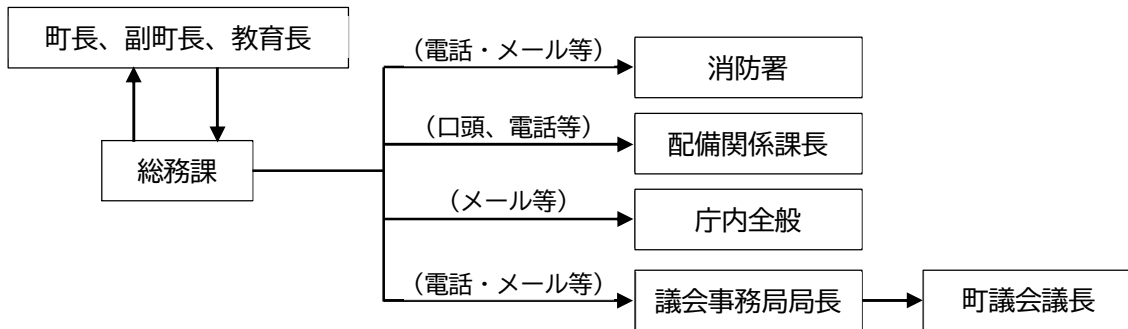
本部	配備	配備基準	主な活動	配備職員
災害警戒本部	第一配備体制	・県から警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合	・災害情報の収集、伝達 ・緊急時モニタリングへの協力の確立 ・住民等への情報提供活動	・総務課 ・都市整備課 ・上下水道課 ・地域振興課 ・福祉課 ・健康増進課 ・消防団本部 ・警戒地直轄の各分団
災害対策本部	第二配備体制	・全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 ・県が災害対策本部を設置した場合又は町長が必要と認めた場合	・災害情報の収集、伝達 ・緊急時モニタリングへの協力の確立 ・糸島市からの避難者の受入れ ・住民等への屋内退避の注意喚起	・まちづくり課 ・ふるさと応援課 ・社会教育課 ・学校教育課 ・子育て支援課
	第三配備体制	・国からの指示等により、住民等に対し、屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示等があった場合	・災害応急対策の全活動	・全職員 ・消防本部 ・消防全分団

2 動員の指令系統

各配備に必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。夜間・休日においても、宿直員による情報受信体制や連絡体制を整備する。

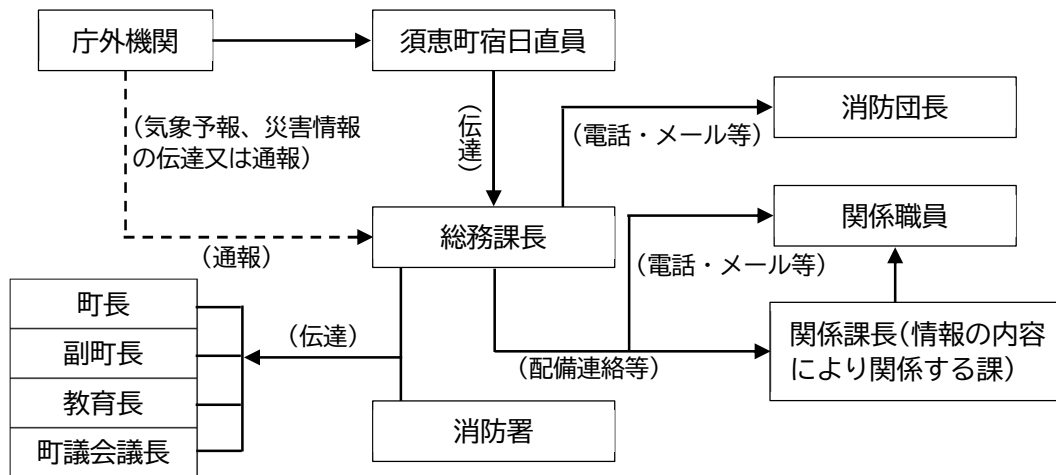
なお、勤務時間外において、「第1 配備体制」に該当することを知った時、又は推定される時は、自宅待機を基本として有線電話・携帯電話その他の方法によって、常に連絡がとれ、直ちに参集できる体制の整備に努める。

(1) 勤務時間中における配備の連絡



(2) 勤務時間外における諸連絡

ア 配備前における連絡

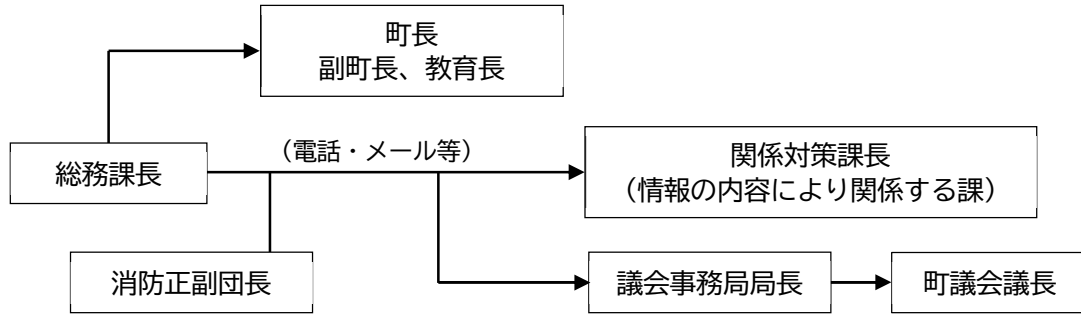


注1) 宿日直員の気象注意報、警報の伝達については、発表日時、注意報、警報の種別(標題)のみとする。

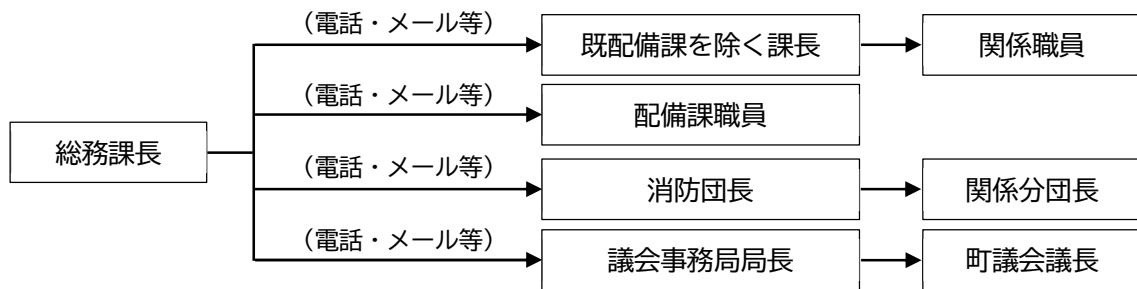
注2) 上記関係課長は、宿日直員から災害に関する情報を受けたときは「配備の基準」に基づき、配備職員に対して配備の緊急連絡の処置をとるものとする。

注3) 総務課長は、宿日直員から伝達された情報について必要があるときは、上記関係課長と情報を交換し、又は、必要に応じて町長、副町長に伝達し、指示を受けるものとする。

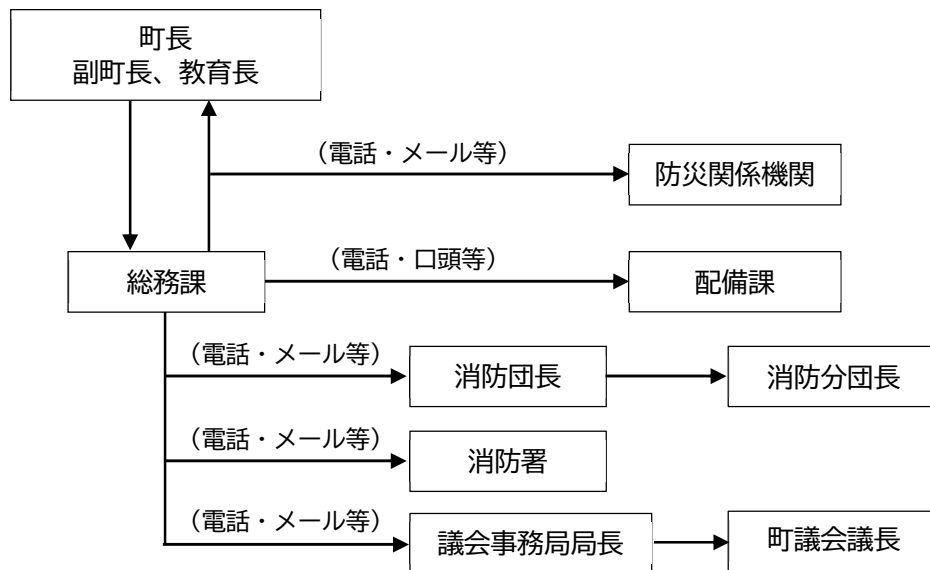
イ 第1 配備下における連絡（第2 配備等への移行）



ウ 第2 配備下における連絡（第3 配備体制の移行）



エ 第3 配備又は第4 配備（非常体制）下における連絡（非常体制への移行又は配備の縮小、廃止等）



3 参集の場所

参集場所は、原則として各自の所属先とする。

なお、指定の場所に直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

4 参集の報告

参集した職員は、直に参集報告を行い、各部・各班でとり集めた後、総務課に報告する。

第2 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総務課長は、次の場合で必要と認めるときは、災害警戒本部を設置する。

■警戒活動の基準

1. 県から警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合
2. その他の状況により総務課長が必要と認めたとき

2 設置・指揮の権限

総務課長は、災害警戒本部の指揮を行うが、総務課長が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行ったものは可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。



3 災害警戒本部の主な活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、伝達
- (2) 緊急時モニタリングへの協力体制の確立
- (3) 住民等への情報提供活動

4 災害警戒本部の廃止並びに移行措置

災害警戒本部長は、予想された原子力災害の危険が解消したと認められる場合、災害警戒本部を廃止する。なお、原子力災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがある場合、町長の判断により災害対策本部へ移行する。

第3 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

町長は、次の場合で必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、関係機関と緊密な連携、協力のもと災害応急対策を実施することとする。

- (1) 全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合
- (2) 県が災害対策本部を設置した場合
- (3) その他状況により町長が必要と認めた場合

【資料編】1-16 須恵町災害対策本部条例(P23)、1-17 須恵町議会災害対策本部設置要綱(P24)

2 設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（町長）の権限により行われるが、本部長（町長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

■災害対策本部の権限の委任

- | | |
|---------------|----------------|
| 第1位 副本部長（副町長） | 第2位 総務班長（総務課長） |
|---------------|----------------|

3 本部の組織

災害対策本部に置く班及び班長を構成する組織並びに本部長が班の班長に指名する本部員は、次に掲げるとおりとする。

■本部の組織構成

班の名称	班を構成する組織	班の長となる本部員
総務班	総務課、議会事務局	総務課長
社会福祉班	福祉課、健康増進課、住民課、税務課	福祉課長
衛生班	地域振興課（環境・衛生係）	地域振興課長
上下水道班	上下水道課	上下水道課長
産業土木班	都市整備課、まちづくり課、ふるさと応援課、地域振興課（農業振興係・産業振興係）	都市整備課長
教育班	学校教育課、子育て支援課、社会教育課	社会教育課長
会計班	会計課	会計管理者

4 本部会議

本部長は、本部会議を開催し災害応急対策の方針の決定や各部の連絡・調整を行う。

5 本部の設置場所

総務班は、町長の指示により災害対策本部を設置する。また、災害の状況により被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置する。総務班は、町役場が災害対策本部としての機能が十分であるかを点検し、機能を確保する。また、総務班は、町役場が被災により使用不可能な場合には、次の表に掲げる順位により町の施設等の使用可能性を調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。

■災害対策本部の設置場所

災害対策本部	須恵町役場（総務課 本部会議室）
代替施設	1. 地域活性化センター 2. アザレアホール 3. 健康広場（施設使用不可の場合）
現地災害対策本部	被災現場に近い公共施設

6 本部の廃止基準

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、本部を廃止する。

7 本部の設置及び廃止の通知

総務班は、災害対策本部を設置したときは、次の機関にその旨を通知する。

■本部設置の通知先

1. 県防災危機管理局	2. 福岡農林事務所	3. 福岡県土整備事務所
4. 粕屋警察署	5. 町議会災害対策本部	6. 隣接市町村
7. その他の各関係機関	8. 報道機関	9. 町民

8 事務分掌

原子力災害に関し、町が処理すべき事務または業務は次のとおりである。

■対処すべき事務または業務

所掌事項	担当班
1. 原子力防災に関する知識の普及と啓発	総務班
2. 教育及び訓練の実施	関係各班
3. 災害状況の把握及び伝達	総務班
4. 緊急時モニタリングへの協力	総務班、産業土木班
5. 広域避難民等の受入れに係る協力	総務班、社会福祉班、教育班
6. 住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限	総務班、衛生班、上下水道班、産業土木班
7. 住民等への汚染農水産物等の出荷制限等	総務班、衛生班、産業土木班
8. 原子力災害医療への協力	社会福祉班、衛生班
9. 放射性物質による汚染の除去	関係各班
10. 放射性物質の付着した廃棄物の処理	総務班、衛生班
11. 各種制限措置の解除	総務班
12. 損害賠償の請求等に必要資料の整備	総務班、社会福祉班、会計班
13. 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減	関係各班
14. 文教対策	総務班、教育班

第2節 緊急時モニタリング活動

【関連部署】 総務班、産業土木班

第1 緊急時モニタリングへの協力

町は、県が行う緊急時モニタリングに関し、県の要請に基づき、環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング等に必要となる要員の派遣や資機材の貸与等に関する協力をを行う。

第2 モニタリング情報の収集

町は、県を通じて、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、町が行う各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速かつ的確な把握に努める。

■発電所周辺測定局（UPZ 圏内設置）

局名	設置場所	所在地	備考
二丈局	福吉小学校	糸島市二丈吉井 4118	平成 25 年 3 月設置
志摩局	引津小学校	糸島市志摩御床 2165-2	平成 25 年 3 月設置

※空間放射線量率、風向・風速、雨量等のデータを 24 時間監視。

■モニタリングポスト設置場所（福岡県内設置）

局名	設置場所	所在地	備考
太宰府局	福岡県保健環境研究所	太宰府市向佐野 39	既設
福岡局	福岡県庁	福岡市博多区東公園 7-7	平成 24 年 3 月設置
糸島局	福岡県糸島総合庁舎	糸島市浦志 2-3-1	平成 24 年 3 月設置
飯塚局	福岡県飯塚総合庁舎	飯塚市新立岩 8-1	平成 24 年 3 月設置
久留米局	福岡県久留米総合庁舎	久留米市合川町 1642-1	平成 24 年 3 月設置
北九州局	福岡県八幡総合庁舎	北九州市八幡西区則松 3-7-1	平成 24 年 3 月設置
行橋局	福岡県行橋総合庁舎	行橋市中央 1-21	平成 24 年 3 月設置

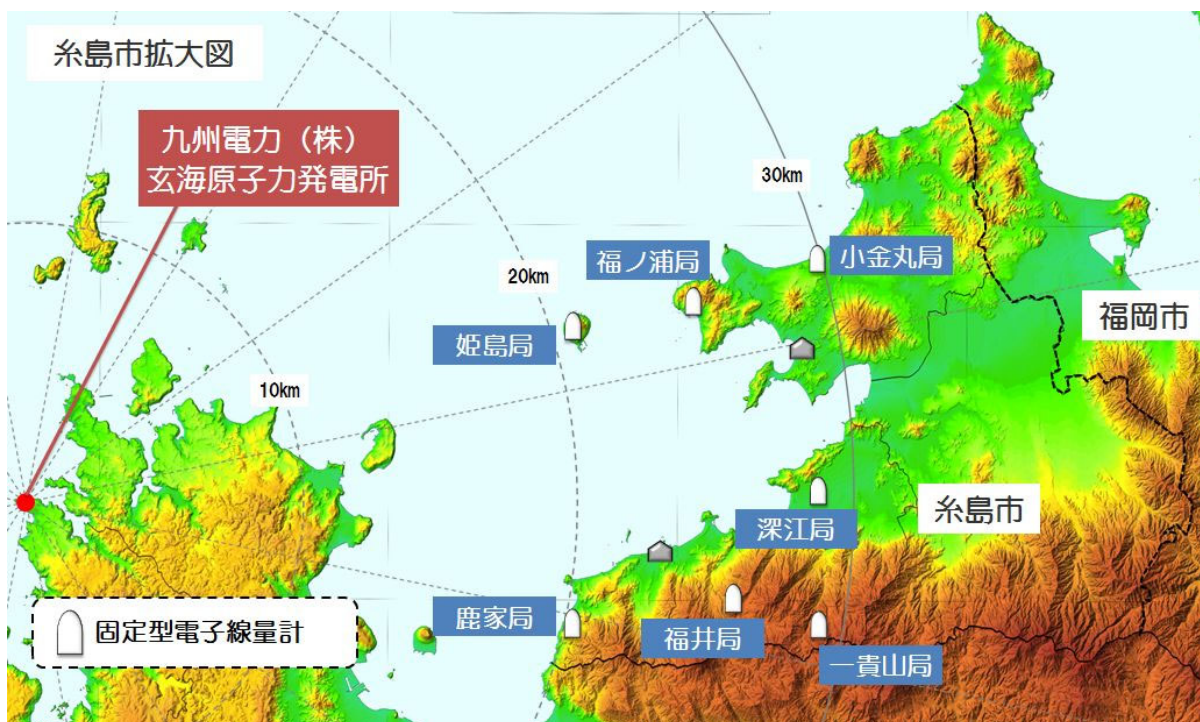
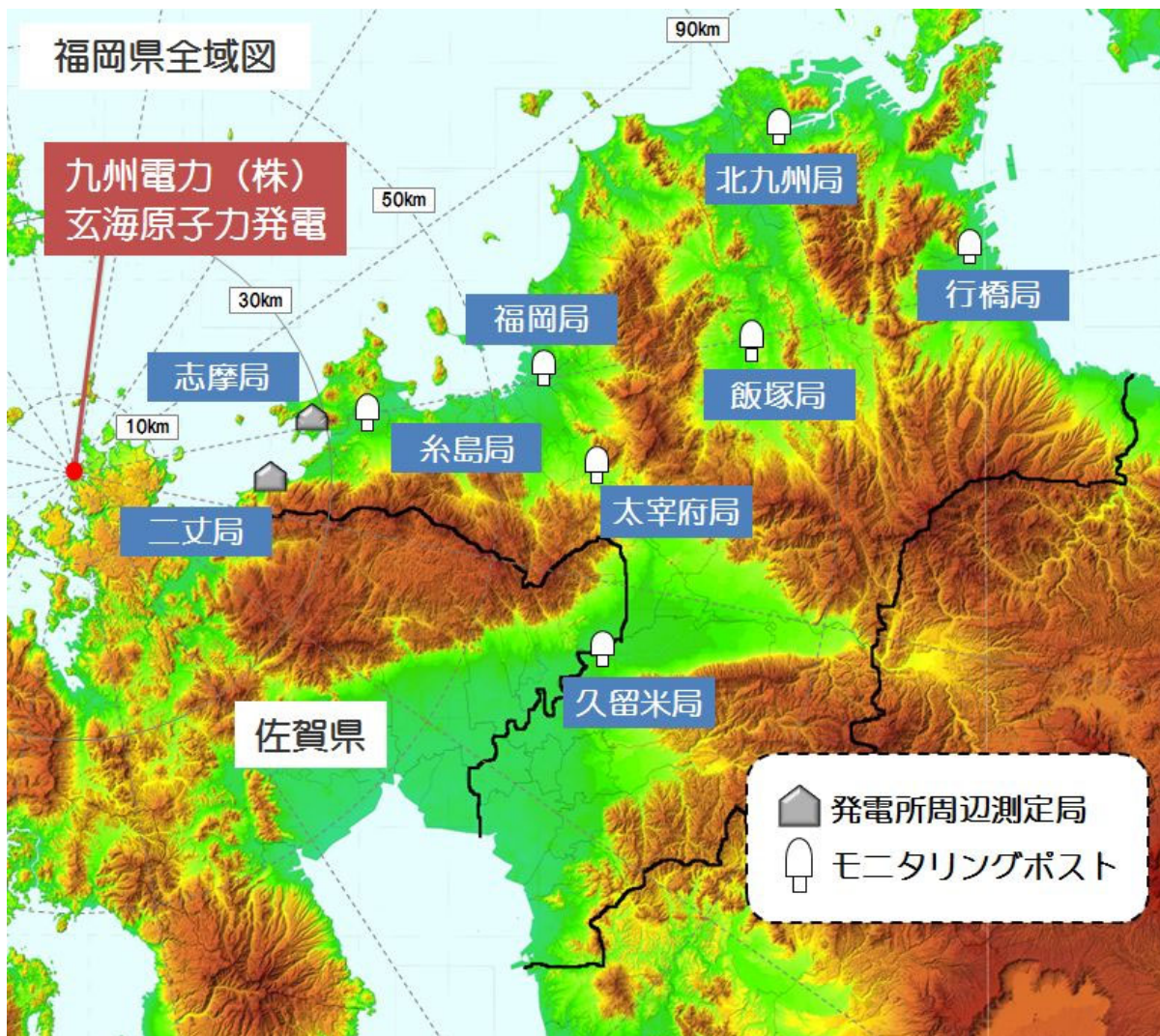
※空間放射線量率のデータを 24 時間監視。

■固定式電子線量計（UPZ 圏内設置）

局名	設置場所	所在地	備考
姫島局	姫島小学校	糸島市姫島 976	平成 28 年 3 月設置
鹿家局	鹿家公民館	糸島市二丈鹿家 1771-1	平成 28 年 3 月設置
福ノ浦局	福ノ浦漁港	糸島市志摩芥屋 3719-4	平成 28 年 3 月設置
福井局	加茂川砂防緑地公園	糸島市二丈福井 4192-1	平成 28 年 3 月設置
小金丸局	志摩中学校	糸島市志摩小金丸 1836	平成 28 年 3 月設置
深江局	糸島市交流プラザ二丈館	糸島市二丈深江 1360	平成 28 年 3 月設置
一貴山局	上深江公民館	糸島市二丈深江 469-1	平成 30 年度に移設

※原子力災害等の緊急時に備えて、空間放射線量率の測定器を設置。

■モニタリングポスト等の設置場所（福岡県全域、糸島市周辺）



※出典：「ふくおか放射線・放射能情報サイト」ホームページ

第3節 住民等への的確な情報提供活動

【関連部署】 総務班

第1 住民等への情報提供活動

町は、大規模な原子力災害が発生した場合に住民等の危険回避等に資するため、テレビ・ラジオ等の有効活用、防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、専門家の助言を得ながら、災害に関する情報の迅速かつ的確な提供に努めるとともに、住民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

1 住民等への広報

町は、放射線物質及び放射線による影響は五感で感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、県及び防災機関等との連携を図り、あらゆる手段を用いて住民等に対する情報提供活動を迅速かつ的確に行うよう努める。

2 情報提供の方法

- (1) 町防災行政無線
- (2) 広報車等による現場広報
- (3) その他実情に即した方法（FAX、町ホームページ等）

3 情報提供の内容

- (1) 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
- (2) 災害応急対策の実施状況
- (3) 避難住民等を受入れる場合、避難住民等の受入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力の呼びかけ
- (4) 無用の被ばくを避けるための対処方法

4 実施方法

住民等への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

- (1) 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧な表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- (2) 利用可能な様々な情報提供手段を活用し、継続的に広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。
- (3) 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- (4) 各防災関係機関と相互に連携し、情報の一元化に努める。

5 広報内容及び災害時における要配慮者への配慮

町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関に関する情報、町等が講じ

ている施策に関する情報、交通規制など、住民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を提供する。なお、その際、自主防災組織、自治会、民生・児童委員等と協力・連携し、災害時における要配慮者に配慮する。

第2 多様な情報提供手段の活用

町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報提供に努める。

第3 誤情報の発信・拡散への対応

町は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の配信や拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

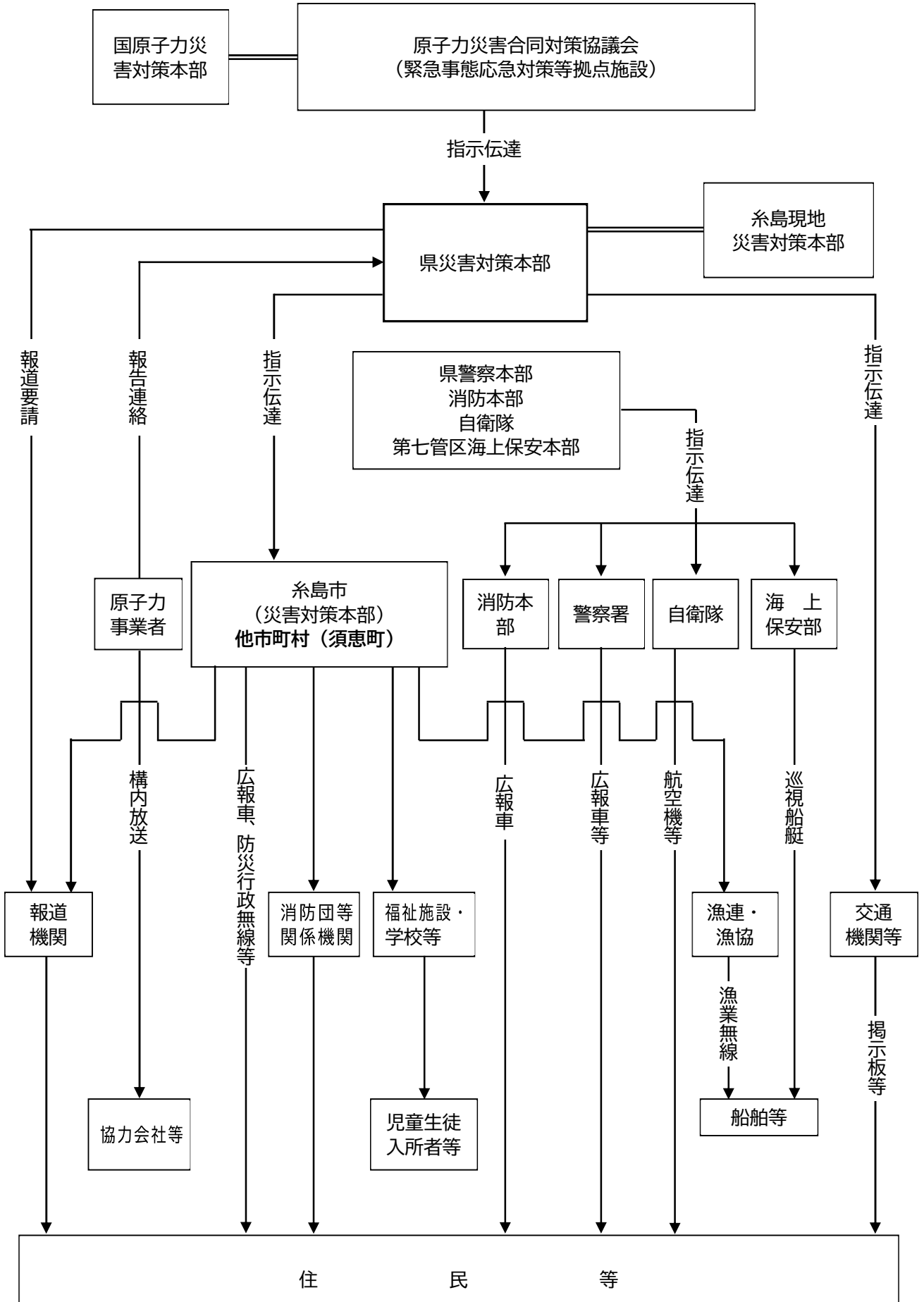
第4 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応に努める。

また、住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うとともに、国、県及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努める。

県が実施する県民等に対する指示伝達及び情報提供の系統は、次表「住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図」から須恵町関連分による。

■住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図

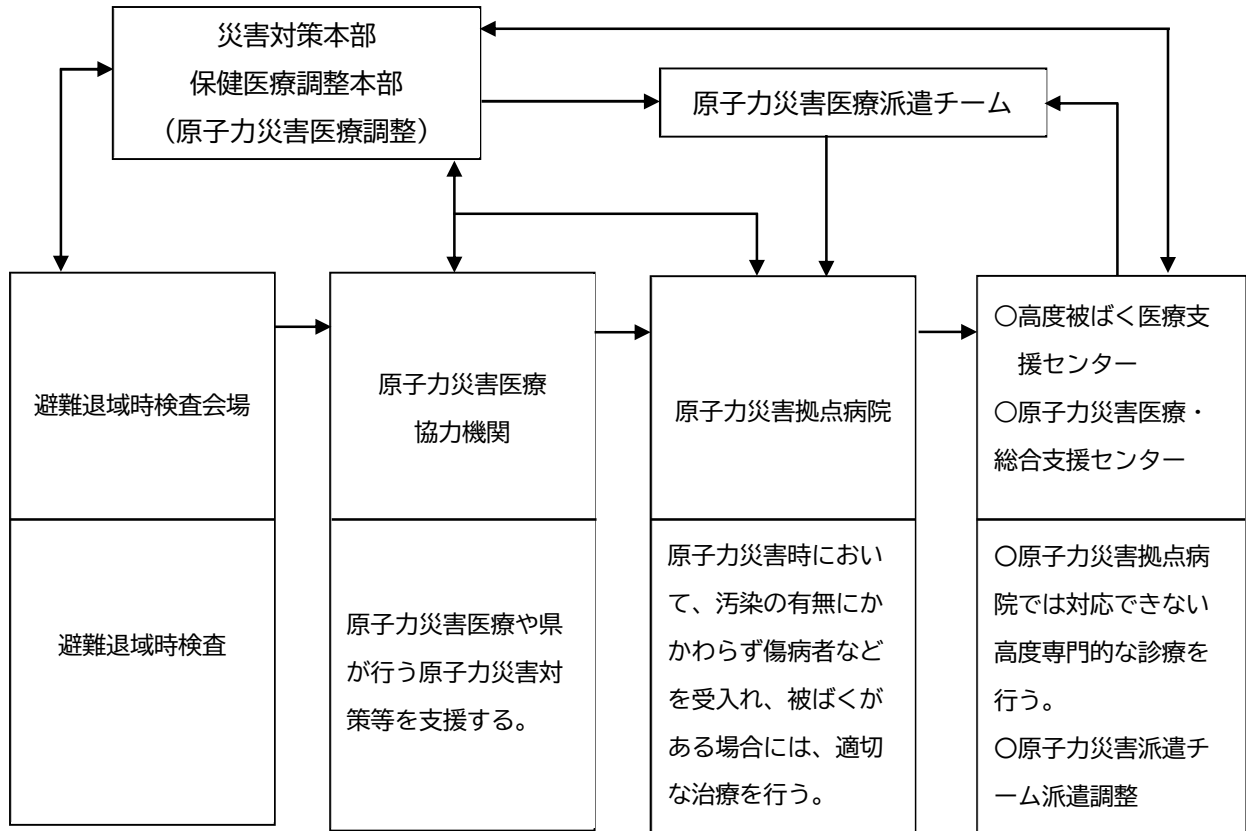


第4節 原子力災害医療活動

【関連部署】 社会福祉班、衛生班

町は、避難所等における住民等の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の原子力災害医療に協力する。

■原子力災害医療基本活動体制図



■原子力災害医療体制の概要

区分	避難退域時検査	原子力災害医療協力機関	原子力災害拠点病院	○高度被ばく医療支援センター ○原子力災害医療・総合支援センター
措置	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の指定箇所を測定し汚染の有無を確認する。 基準値である 0IL4 以下でない場合、確認検査を実施、必要に応じて簡易除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害医療や県が行う原子力災害対策等を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者などを受入れ、被ばくがある場合には、適切な診療などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行う。 原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。

第5節 救助・救急活動

【関連部署】 社会福祉班、衛生班

大規模な原子力災害が発生した場合、町は、県等防災関係機関と連携し、その役割に応じて被ばく者、負傷者への救助・救急活動を実施するものとする。

第1 救助・救急活動

町は、災害の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、防災関係機関との連携のもとに救助・救急活動を行う。

第2 惨事ストレス対策

町は、救助・救急活動に従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第6節 屋内退避・避難等の防護活動

【関連部署】 総務班、社会福祉班、教育班、衛生班

放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けるため、対象地域を超える地域における住民等の避難も必要となる。町は、県を通じた国の指導・助言、指示等に基づき、屋内避難又は避難等の処置を講じるものとする。また、事態の状況により、糸島市からの避難者の受入れを行う。

第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

1 屋内退避の注意喚起

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、国の指示に基づき、対象地域における屋内退避又は避難の指示を糸島市に伝達するとともに、その他市町村に対して、屋内退避を行うよう指示する可能性がある旨の注意喚起を行う。

町は、県の注意喚起に基づき、住民等に対して屋内退避の可能性がある旨の注意喚起を行う。

2 屋内退避、避難のための立ち退き指示等

町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、県と国と連携した緊急時モニタリングの実施結果による国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等への屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し、国に要請する。

3 避難状況の確認

町は、屋内避難又は避難のための指示等を行った場合は、戸別訪問、指定避難所における確認等により住民等の避難状況を確認するものとする。

4 避難所の開設・運営

風水害・震災対策編「第1編 第2章 第1節 第4 指定避難所の開設」(P58)、「第1編 第2章 第1節 第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営」(P59)を参照。

第2 糸島市への協力

町は、事態の状況により、被災自治体から避難者を受入れる必要性が生じた場合は、所要の指定避難所を提供し、指定避難所において当該自治体職員の補助を行うなど必要な協力を行う。

第3 学校施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ検討した内容に基づき、教員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町又は県に対して速やかにその旨を連絡するものとする。

第4 避難行動要支援者への配慮

町は、避難行動要支援者の避難誘導に当たり、避難に時間を要することを踏まえ、早めに避難を開始するなど特別な配慮を行う。

また、指定避難所での避難行動要支援者の生活に関し、特に、高齢者、障がいのある人、乳幼児、児童、妊産婦の健康状態の把握等に努めるほか、指定避難所のバリアフリー化等、生活環境に十分配慮するものとする。

第5 自主防災組織、町内会等との協力・連携

町は、避難行動要支援者への避難誘導や指定避難所での生活に関する情報提供に当たり、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員等と協力・連携するものとする。

第6 女性や子育てのニーズを踏まえた対応

町は、女性や子育て家庭にとって安全・安心な避難ができるよう、物資の提供や指定避難所の設計・運営において、女性のニーズを把握しながら避難者の肉体的・精神的負担を緩和する対応に努める。

第7 生活必需品等の供給等

1 生活必需品等の供給・分配

町は、被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行うものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、災害時における要配慮者や男女によるニーズの違いに配慮するものとする。

2 防災関係機関への要請

供給すべき物資が不足すると認めた場合は、県や町の協定締結事業者等に対し、物資の調達の協力を要請する。

第8 愛玩動物の救護対策

飼い主と同行避難した愛玩動物については、適正飼育の指導や餌・ケージ等の確保の検討を行う等、指定避難所の生活環境悪化を防止し、愛玩動物の飼育環境の維持に努める。

第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等

【関連部署】 総務班、衛生班、上下水道班、産業土木班

第1 飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限

町は、国の指導・助言、指示、若しくは国の指示等に基づく県の指導・助言、指示、または放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染飲料水（水道水を除く。）の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限等必要な措置を講じる。

また、水道水については、国の指導・助言、指示、若しくは国の指示等に基づく県の指導・助言、指示、又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限等必要な措置を講じる。

さらに、町は、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限等の措置の内容について、住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

第2 飲料水、飲食物の汚染状況調査

町は、国及び県から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、指針に基づく飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、飲料水、飲食物の調査・検査を実施する。また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

■飲食物摂取制限に関する OIL^{※1}

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※2}	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※3} （地上1mで計測した場合の空間放射線量率） ^{※4}	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	（別表を参照）	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

■別表

核種 ^{※5}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※6}
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

第3章 災害応急対策

- ※1) IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
- ※2) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※3) 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※4) 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※5) その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 の値を参考として数値を設定する。
- ※6) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

第3 農林水産物等の摂取及び出荷制限

町は、国の指導・助言、指示に基づき県から、下記の措置をとるように指示があった場合は、農林水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者に対して、指示内容について周知するとともに、所要の措置を講ずるよう指示し、また、住民等へも周知徹底及び注意喚起に努める。

- | | | |
|-----------------------------------|--------------------|----------------|
| 1. 農作物の作付け制限 | 2. 農林水産物等の収穫、漁獲の禁止 | 3. 農林水産物等の出荷制限 |
| 4. 肥料・土壌改良資材、培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限 | 5. その他必要な措置 | |

■肥料(堆肥、腐葉土等)・土壌改良資材・培土及び飼料(牧草、稲わら、麦わら等)の許容値に関する指標

対象	放射性セシウム
肥料・土壌改良資材・培土	400 B q / k g
牛、馬用飼料	100 B q / k g
豚用飼料	80 B q / k g
家きん用飼料	160 B q / k g
養殖魚用飼料	40 B q / k g

※出典：農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」

第4 飲料水、飲食物の供給

町は、飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限等の措置を指示したときは、必要に応じて、住民等への応急給水等の措置を講じる。

第5 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限の解除

町は、OIL 及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限等の解除を実施する。

第8節 治安の確保及び火災予防

【関連部署】 総務班

町は、原災法第17条に基づく緊急事態応急対策実施区域（避難又は屋内退避を行う区域）及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの指示を行った区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を実施して、盗難等の未然防止に努めるとともに、県と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第9節 文教対策の実施

【関連部署】 総務班、教育班

第1 生徒等の安全確保措置

1 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

2 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行った上で、地域の見守り隊等との連携を図り、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとる。

第2 学校施設の被害状況の把握、応急復旧

町は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質による汚染の対策に努める。私立の学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、除染に努める。

第3 応急教育の実施

学校等並びに町は、原子力災害により、学校施設が被災した場合または指定避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

被災者を受入れていても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

第4 指定避難所となる場合の対応

公立の学校等は、町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、指定避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担により、あらかじめ指定された職員が町職員と協力して、避難住民等の受け入れをはじめとした指定避難所などの運営を支援するものとする。

指定避難所を開設した場合は、速やかに開設・受け入れ等の状況を、町とともに町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第4章 災害復旧対策

項目	関連部署	ページ
第1節 被災者の生活再建等の支援	関係各課	39

第1節 被災者の生活再建等の支援

【関連部署】 関係各課

第1 放射性物質による汚染の除去

町は、大規模な原子力災害が発生した場合、放射性物質による汚染が生じることもあることから、住民等の被ばく線量を低減するため、国、県、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、放射性物質による汚染の対策に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、農用地、森林等の対象の中から、人の健康保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、これらの地域の中でも、特に、成人に比べて放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供等の生活環境については、優先的に除染する。町は、原子力事業者に対して、対策に必要な防災資機材の貸与を受けるとともに、必要に応じて原子力防災要員の派遣を要請する。また、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する対策を行うに当たっては、国や原子力事業者とも連携の上、国が策定した「除染関係ガイドライン」（平成25年5月環境省）を参考に実施する。なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

第2 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理

国の指導のもと、町及び原子力事業者は、連携して原子力災害及び除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う。

1 収集、運搬等

町は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理について、収集、運搬、一時的な保管など必要な協力を行う。放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の収集、運搬及び一時的な保管に当たっては、飛散流出防止措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の量並びに運搬先等の記録、周辺住民の健康保護及び生活環境保全への配慮などに関し、必要な措置をとるものとする。

2 住民、事業者等に対する周知徹底

町は、住民、事業者等に対して、放射性物質の付着により摂取制限、出荷制限等の対象となった飲食物・農林水産物などの廃棄物や放射性物質の付着した土壌の取扱いについて周知徹底し、適切に取り扱うよう協力を求めるものとする。

3 搬送要請

町は、国に対し、早期に放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う施設を確保し、一時的な保管場所から搬送するよう要請するものとする。

第3 各種制限措置の解除

町は、緊急モニタリング等による調査、国の判断・指示、県からの指示等を踏まえて、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限処置の解除を関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握するものとする。

第4 モニタリングの実施及び結果の公表

町は、県が実施するモニタリングに協力する。

第5 災害地域住民等に係る記録の作成及び相談窓口の設置等

町は、大規模な原子力災害が発生した場合、住民等の原子力事業者に対する損害賠償請求に資するため、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録するものとする。

1 災害地域住民等の登録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等における措置について記録や登録を行うものとする。

2 影響調査の実施

町は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査するものとする。

3 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第6 被災中小企業等に対する支援

町は、国、県及びその他市町村と連携して、必要に応じ、復旧のための資金が金融機関から被災農林水産業者又は被災農林水産業者が組織する団体へ円滑に融資されるよう支援する。

また、被災中小企業及び被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第7 心身の健康相談体制の整備

町は、大規模な原子力災害が発生した場合に、住民等の放射線被ばくに関する不安への対応のため、心身の健康に関する相談体制を整備するとともに、国、県等が、必要に応じて実施する、住民を対象とした長期間にわたる健康調査に協力する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供等に十分配慮する。

須恵町地域防災計画

原子力災害対策編

令和4年4月

発行・編集 須恵町防災会議

事務局 須恵町役場 総務課

住所：〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771

電話番号：092-932-1151（代表）

ホームページ：<https://www.town.sue.fukuoka.jp>